

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 議 会

ページ

○宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

一

## 議 会

## ○宮城県議会訓令第4号

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年十月六日

宮城県議会議長 中 島 源 陽

## 宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成十六年宮城県議会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「様式第十一号の三」を「様式第十一号の四」に改め、同条に次の二項を加える。

6 条例第十三条第九項及び第十項の規定による修正報告書の提出は、様式第十四号及び様式第十五号により行うものとする。

7 条例第十三条第九項及び第十項の規定による修正報告書の提出は、原則として、条例第十三条第一項及び第四項から第六項までに規定する収支報告書の提出期間の末日の翌日から当該修正報告書に係る政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して五年を経過する日までの間、行うことができるものとする。

第八条中「様式第十四号」を「様式第十六号」に改める。

第九条中「収支報告書」の下に「の写し」を加え、「様式第十五号により」を「様式第十七号に

より、修正報告書の写しの送付は様式第十七号の二により」に改める。

第十条の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条第一項中「による収支報告書」の下に「修正報告書」を加え、「及び証拠書類の写し」を「証拠書類の写し及び支払証明書」に改め、「当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して六十日を経過した日の翌日」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日（その日が県の休日（宮城県の休日）を定める条例（平成元年宮城県条例第十号）第一条に規定する休日という。）に当たるときはその翌日」に改め、同項に次の各号を加える。

一 条例第十三条第一項に規定する収支報告書並びに同条第七項及び第八項に規定する実績報告書、証拠書類の写し及び支払証明書（以下「実績報告書等」という。） 当該収支報告書及び実績報告書等の提出後、最初の七月一日

二 条例第十三条第四項から第六項までに規定する収支報告書及び実績報告書等 当該収支報告書及び実績報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して六十日を経過した日の翌日

三 条例第十三条第九項及び第十項に規定する修正報告書並びに当該修正報告書に係る実績報告書等 当該修正報告書及び実績報告書等を提出した日の翌日から起算して六十日を経過した日の翌日

第十条第二項中「様式第十六号」を「様式第十八号」に改め、同条に次の二項を加える。

8 条例第十七条第四項の規定による収支報告書等のインターネットの利用による公表は、第一項各号に定める日の翌日から起算して二月以内に、宮城県議会のウェブサイトに掲載して行うものとする。

9 前項の収支報告書等のウェブサイトへの掲載期間は、当該収支報告書等に係る政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して五年を経過する日までとする。  
様式第十一号の三を次のように改める。

様式第11号の3 (第6条関係)

政務活動実績報告書 (政務活動記録簿)

会 派 名 \_\_\_\_\_

議 員 名 \_\_\_\_\_

調査 研究	研修	広聴 広報	要請 陳情	会議

活動年月日	平成	年	月	日
支 払 額	円	移動距離	km	

目的地		所要時間	相手方等	活動目的 及び 活動内容
市町村名等	場 所 (会場等)			

(注) 移動距離は、自家用自動車政務活動を行った場合に記載すること。

様式第十一号の三の次に次の様式を加える。

様式第十一号の4 (第6条関係)

政務活動実績報告書 (政務活動記録簿)

会 派 名	
参加議員名	

調査 研究	研修	広聴 広報	要請 陳情	会議

活動年月日	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
移動手段	一般交通・自家用車				支払額	円	移動距離	km	

活動日	目的地		所要時間 又は 時間帯	相手方等	活動目的 及び 活動内容
	市町村名等	場所(会場等)			
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					

(注) 支払額は、支払証明書に計上した金額、移動距離は、全行程のうち自家用自動車を利用した距離を記載すること。

様式第十四号を様式第十六号とし、様式第十五号を様式第十七号とし、様式第十六号を様式第十八号とし、様式第十三号の次に次の二様式を加える。

年 月 日

宮城県議会議員 殿

提出者

〔 党派にあつては名称及び  
代表者名、無党派議員に  
あつては議員名又は相続人名 〕 印

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第13条第 項の規定により、 年 月 日付けで提出した 年度政務活動費収支報告書等について、下記のとおり修正します。  
記

1 修正理由

2 修正の対象

(提出者が党派の場合のみ該当する番号に○印を付け、該当議員名を記載すること)

- (1) 党派共通経費
- (2) 所属議員 [ 該当議員名： ]

3 修正内容 (該当する番号に○印を付けること)

- (1) 政務活動費収支報告書
- (2) 政務活動実績報告書 (月別支出報告書、政務活動記録簿を修正する場合も含む。)
- (3) 証拠書類の写し (領収書及び領収書等添付票、支払証明書)
- (4) その他 (具体的な書類名： )

4 残余額 (該当する番号に○印を付け、(1)の場合は金額を記載すること。)

- (1) 修正の結果生じた新たな残余額は \_\_\_\_\_ 円であり、返還する。
- (2) 新たに返還すべき残余額は、生じていない。

【注】

- 1 修正に当たっては、政務活動費収支報告修正報告書 (様式第15号) を提出するとともに、上記3(2)～(4)のうち修正するものを添付すること。
- 2 修正する書類は、次のとおり見え消しによる修正を行ったものの写しを添付すること。

(裏面)

- (1) 頁の一部の修正の場合は、二重線により見え消し修正し、該当議員 (党派共通経費の場合は、会派の政務活動費経理責任者) の訂正印を押印すること。
- (2) 頁全体の修正 (削除) の場合は、頁全体に斜線を引くなど、全体の抹消が明らかになるよう見え消しを行い、該当議員 (党派共通経費の場合は、会派の政務活動費経理責任者) の訂正印を押印すること。
- (3) 余白に修正年月日を記載すること。
- (4) 2回以上の修正を行う場合は、修正箇所と修正時期がわかるように、それぞれの修正箇所及び修正年月日の前に(A)、(B)等の記号を付すこと。

様式第15号 (第6条関係)

年 月 日

年度政務活動費収支報告修正報告書  
( 年 月分～ 年 月分)

会派名又は無会派議員名

1 収入  
政務活動費 円

2 支出 (単位 円)

項目	支出額		備考 (主な修正内容)
	修正前	修正後	
調査研究費			
研修費			
広聴広報費			
要請陳情等活動費			
会議費			
資料作成費			
資料購入費			
事務所費			
人件費			
合計			
残余			

3 新たな残余 円

(注) 1 支出額欄には、修正箇所のみならず、使途項目ごとの金額を全て記載すること。  
2 新たな残余欄には、「修正後の残余－修正前の残余」による額を記載すること。

様式第15号中「政務活動費収支報告書(写し)」について(送付)と「年度政務活動費収支報告書(写し)」について(送付)に改め、様式第17号の次に次の二様式を加える。

様式第17号の2 (第9条関係)

年 月 日

宮城県知事

殿

宮城県議会議長

印

年度政務活動費収支報告の修正報告書(写し)について(送付)

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第15条の規定により、政務活動費収支報告修正報告書の写しを別添のとおり送付します。

附 則

この訓令は、平成二十九年十月六日から施行する。